

委員 長 報 告 書

さる 3 月 8 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 29 号 橋本市産業振興基本条例について
議案第 45 号 橋本市農地農業用施設及び林道災害復旧事業分担金徴収
に関する条例の一部を改正する条例について
を審査するため、3 月 14 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第
29 号は賛成多数で、議案第 45 号は全会一致で原案のとおり可決すべきも
のと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 29 号は、長引く経済不況、円高、少子高齢化、東日本大震災等の影響を受け、全国的に産業全体が厳しい状況に置かれている中、本市の産業を振興するにあたり、その基本となる考え方、施策の方針を基本理念として定め、事業者、経済団体、市民、市、それぞれの役割を明らかにすることにより、産業基盤の安定、強化及び健全な発展を促進し、もって地域社会の発展と市民生活の向上を目的として、産業振興基本条例を制定するものである。

委員から、「産業の振興は、グローバルな観点から、まちづくりを推進していく」との基本理念に基づき、商業、工業、農業、林業、観光の各分野の方針を定めているが、グローバルな観点からすれば観光分野の方針を強調すべきではないかとのただしがあり、基本理念における産業については、クラークの産業分類を基本に分類しているため、観光は第三次産業の商業に含まれるが、市として観光分野の発展に今以上に力を傾注したいとの思いから、あえて商業から観光分野を分離、特化させて方針を定めたとの答弁がありました。

パブリックコメントの件数と主な内容について ただしがあり、2 件の意見を受け付けており、一つは公的資金に依存せず企業の自立を求める内容を盛り込むことを求める意見、もう一つは、逆に自助努力の言葉が目立

つが、現在の厳しい経済状況の中で自助努力だけでは商業の振興に繋がらないのが実情であるため、行政等の支援の必要性を求める意見であったとの答弁がありました。

事業者の定義を「市内で事業活動を行うすべての者」としているが、営利を目的としない事業者等も含んでいるのかとのただしがあり、公的、民間に関わらず、オフィス事業者などすべて含めており、また、NPO法人や自治会組織などの営利を目的としない団体等も含めた事業者と考えているとの答弁がありました。

第4条「市の役割」において、最初に「国・県・大学等との連携を図り」、次に「市民・事業者・経済団体等との協力を努め」、最後に「必要な施策を推進する」としているが、公的な役割をより訴えかけるためには、施策の推進を最初に明記すべきではないかとのただしがあり、文言の表現方法には様々な考え方があるが、特に資金面等において市単独の施策を構築するには限界があるため、産業の振興を図るには国・県等の施策の有効活用が非常に重要と考えており、国・県等との連携に関する文言を最初に明記しているとの答弁がありました。

第5条「事業者等の役割」において、規模や形態に関係なく経済団体への積極的な加入に努めるとしているが、市はどのように関わるのかとのただしがあり、大規模店舗、チェーン店等の事業者に対し、産業振興に向けて商工会議所、商工会等の経済団体との連携を深める必要があることから、企業が進出する際の事前協議等において、経済団体等への積極的な加入について指導したい。また、進出済みの大規模店舗等に対しても、本条例の告知も含めて、加入について指導したいとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、地域産業の積極的な発展に向けた市の責務を表す文言が不足するなど、画竜点睛を欠く条文となっているため、本議案に反対するとの討論がありました。

賛成の立場から、他市の条例ではあまり見られない林業分野の方針を明記し、また、大型店舗等の積極的な協力を求め指導する点や市民の理解と協力を求める内容が含まれているため、本議案に賛成するとの討論がありました。

議案第 45 号は、農地農業用施設等の災害復旧事業の施行に伴う受益者分担金について、暫定法により定められている災害復旧事業の国の通常補助率（農地の場合 50%）に応じた算定方法としており、補助率が 50%を下回る場合、現条例では分担金を徴収できない状況にある。しかし、昨年発生した台風 12 号により甚大な被害を受けたことに伴い、和歌山県独自の災害復旧事業が創設されたが、その県費補助率は 45%となっており、本事業の活用にあたり、補助率 50%を下回る場合も事業費から補助金を控除した額を受益者分担金として徴収できるよう条例を改正するものである。

委員から、改正後は補助率が仮に 10%の場合でも適用になるのか との
ただしがあり、補助金を控除した残りの 90%を受益者分担金として徴収す
ることになる との答弁がありました。